

日米貿易協定等を踏まえた国内対策の充実に対する意見書

本年10月に日米貿易協定の署名がなされ、TPP11協定及び日EU・EPAに続く、今回の米国に対する農畜産物の更なる市場開放により、我が国は名実共に新たな国際環境に入ろうとしている。

このようなグローバル化による競争の激化が予想される環境の中、地域の基幹産業である農林水産業及び農山漁村が維持・発展していくためには、生産基盤の強化とともに、競争力強化や新市場開拓の推進などを図り、“世界と戦える農林水産業”を実現する必要がある。

よって、国におかれては、TPP11協定、日EU・EPA及び日米貿易協定が地域経済社会に与える影響を考慮しつつ、現場の声を十分に踏まえ、農林漁業者が将来にわたって希望と意欲をもって安心して生産に取り組めるよう、特に、下記の事項に責任を持って対応されることを強く要望する。

記

- 1 日米貿易協定をはじめとした国際貿易協定に関し、地方の基幹産業である農林水産業及び農山漁村が維持・発展できるよう、万全の対策を講ずるとともに、必要かつ十分な予算を確保すること。
- 2 対策の実施にあたっては、TPP11協定、日EU・EPAの発効後の動向を踏まえつつ、これまでの対策の効果・検証等を行ったうえで、農林水産業の生産基盤の更なる強化に資するものとする。また、これまで産地強化の一環として進めてきた野菜・果樹等の集出荷施設の整備については、集出荷コストの低減にもつながるよう、既存の共同利用施設の改修による長寿命化についても補助対象とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年12月13日

熊本県議会 議長 井手 順 雄

衆議院議長	大島理森様
参議院議長	山東昭子様
内閣総理大臣	安倍晋三様
外務大臣	茂木敏充様
農林水産大臣	江藤拓様
経済産業大臣	梶山弘志様
内閣官房長官	菅義偉様